

## 川崎市税告示第1号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）  
第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法  
（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類  
の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限  
のうち、令和6年1月12日国税庁告示第1号（富山県及び石川県における国  
税に関する申告期限等を延長する件）に掲げる指定地域に住所を有する個人又  
は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団で代表者  
又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税地（本店  
又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当  
該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が当該地域にある者）に係るもの  
で、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を  
別途告示する期日まで延長します。

令和6年 1月18日

川崎市長 福田 紀彦

